



福井労働局発表  
令和元年5月31日(金)

担 当	福井労働局雇用環境・均等室	
	監理官	山内 伸二
	室長補佐	高鳥 律子
	電 話	(0776) 22-3947

## 「パートタイム・有期雇用労働者等特別相談窓口」を新たに開設します。

～ 令和元年6月3日(月)より、短時間・有期雇用労働者が正規雇用労働者との待遇差等について安心して相談できる窓口を設置します ～

福井労働局(局長 嶋田悦郎)は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年7月6日公布)による改正後の「短時間労働者・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(2020年4月1日施行、中小企業は2021年4月1日施行)(以下、「短時間・有期雇用労働法」という。)の内容の周知徹底と円滑な施行に向けて、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のため特別相談窓口を開設します。

### 【内 容】

#### 1 目的

短時間・有期雇用労働者等が正規雇用労働者との待遇差等について相談できる窓口を設置し、丁寧な相談対応を行うことにより、法の内容について短時間・有期雇用労働者の理解を促進するとともに、事業主に対する助言・支援の端緒とします。

#### 2 特別相談窓口の運営

(1) 開設日 令和元年6月3日(月)

(2) 場 所 福井労働局 雇用環境・均等室 「特別相談窓口」  
福井市春山1丁目1-54 春山合同庁舎9階 福井労働局内  
TEL 0776-22-3947

(3) 相談受付時間

月～金曜日(休祝日は除く)の午前9時から午後4時30分まで

(4) 相談方法

来局による面談又は電話による相談

(5) 相談内容の例

- ・労働者の方からの「短時間・有期雇用労働法」の内容についての相談
- ・勤務先の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の、不合理な待遇差に関する相談
- ・事業主・人事労務担当者からの「短時間・有期雇用労働法」の内容についての相談 等